

栃木県知事選挙が実施されます

投票日時 **11月15日(日)** 午前7時～午後8時

■問い合わせ先 市選挙管理委員会 ☎(32)8916

■投票できる方

平成14年11月16日以前に生まれた方で、令和2年7月28日までに下野市へ転入の届出をし、引き続き住んでいる方

※投票する前に県外へ転出された方は、投票所入場券が届いても投票できません。

投票所入場券について

投票所などを記載した投票所入場券は、告示日の10月29日(木)以後に郵送されます。

投票所入場券は、選挙があることをお知らせするため、また、投票所で選挙人名簿の本人照合をスムーズに行うためのものです。

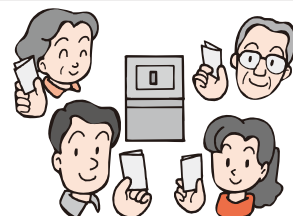
入場券が届いていない、または紛失してしまったときでも、選挙人名簿に登録されていれば投票はできますので、投票所で受付の係員に申し出てください。

住所を移転した方の投票

令和2年7月28日までに住所移転の手続きを行った方は、下野市で投票が可能です。7月29日以降に住所移転の手続きを行った方の投票については、下の表のとおりです。

移転の種類	移転時期と場所	投票可能かどうか
転入	<ul style="list-style-type: none"> 7月29日以降 栃木県内の他市町→下野市 	○(※) (前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で可能)
	<ul style="list-style-type: none"> 7月29日以降 栃木県外の他市町村→下野市 	×
転出	<ul style="list-style-type: none"> 7月29日以降に 下野市→栃木県内の他市町 	○(※) (新住所地の選挙人名簿に登録されるまでは、下野市で投票を行う)
	<ul style="list-style-type: none"> 投票する前 下野市→栃木県外の他市町村 	×
転居	下野市→下野市	○

(※)…投票を行う際は、「引き続き栃木県内に住所を有する旨の証明書」の提示、または「引き続き栃木県内に住所を有することの確認の申請」を行うことが必要です。



「引き続き栃木県内に住所を有する旨の証明書」と

「引き続き栃木県内に住所を有することの確認の申請」

7月29日以降に、県内の他市町から転入、または県内の他市町へ転出した方は、「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示、または「引き続き栃木県内に住所を有することの確認の申請」を行うことで投票ができます。手数料はかかりません。

証明書の取得または確認の申請が可能な期間と場所は、下の表のとおりです。

■住所を有する証明書・確認申請の日程

期間	時間	場所
期日前投票期間中の月～金曜日 (10月30日、11月2日、4日～6日、9日～13日)	午前8時30分 ～午後5時15分	下野市役所 市民課窓口
	午後5時15分 ～午後8時	期日前投票所の係員へ申し出てください。
期日前投票期間中の土、日曜日、祝日 (10月31日、11月1日、3日、7日、8日、14日)	午前8時30分 ～午後8時	期日前投票所の係員へ申し出てください。
投票日当日(11月15日)	午前7時～午後8時	投票所の係員へ申し出てください。